

## 1. 「丸亀市自治基本条例を考える会」の発足、参加者構成

- 地方分権の流れを受け、市が条例について研究を市民に呼びかけ、一般公募を実施。2002年10月31日、指定の論文を提出した市民が市長からの委嘱を受け「丸亀市自治基本条例を考える会」を発足。
- 途中からの参加者もあり、最終参加者は17名（うち、市職員が4名）。構成は、女性9名、男性8名。主婦、会社員、定年退職者など。

## 2. 会議の進め方、会議サポート

- 会議の進め方は参加者が決定。ゼロからのスタート。（コンサルタント不在）【資料-2】
- 会議の案内や毎回の議事録作成は事務局（市企画課）が担当。会場、資料製作など会議運営予算は市が負担。
- 途中から、会議の進行状況を広く一般に伝えるためのサポートの人材（コピーライト、グラフィックデザインなど）へ作業を委託。
- 「丸亀市自治基本条例を考える会」への参加者（市民側）によるホームページ立ち上げ。会に参加する市民から一般市民に対するパブリックコメントを実施。【資料-3】

## 3. 「丸亀市自治基本条例を考える会」の検討経緯 【資料-1】

- 2002年10月～2004年3月、1年半、33回の会議（2回／月）とフォーラム【資料-4】開催。
- 議論すべきテーマの拡大、当時時間の不足などにより、検討期間が延長され、年度は2年に跨った。
- 会議途中より合併検討が本格化、2005年3月合併となる。…新たに新市の全市民への参加呼びかけの必要が生まれた
- 任期満了による選挙で、市長が交代。
- まとめ方についての意見の相違により、最終報告は2案となる。…全員同意の困難さ

## 4. 広く市民への興味の喚起と参加を呼びかける

- わかりやすく、気持ちよく見ることができる視覚デザイン
- 市民がつくるホームページ、様々な手法で市民に伝える
- …会議の運営、ホームページ作成など、市民の奉仕に支えられることの限界も感じた

## 5. 結果

- 「まちづくりの基本原則」の提案【資料-5】 …合併後の新市での検討につなげる
- まちづくり活動に興味のある人たちのネットワークが育った

### 自治基本条例とは、

地方分権（地域のことは地域で決めて、実行する）の流れを受けて、「自分たちのまちは自分たちでつくる」といった住民自治の精神を明文化したものが「自治基本条例」です。

「まちづくりは市民が主役」を基本にして、住民や事業者。行政がそれぞれの役割と責務を明らかにし、自己決定、事故責任に基づく参画の仕組みを制度として保証する法的なルールのことで「まちの憲法」とも言われています。

### 丸亀市自治基本条例を考える会とは、

市民一人一人が生き生きと暮らせるように、「丸亀市民のための条例（自治基本条例）をつくろう」、ということで市が呼びかけ、一般公募に集まった人たちによる「考える会」が2002年10月に発足しました。

集まったのは会社員、主婦、自営業、定年で退職された方など身近な人たち。そして、市の職員も一市民として参加しました。内容は「基本条例って何?」「それって本当に必要なものなん?」から始まり、市から用意されたものでなく、全く「ゼロから考えたい」と、月に2回を目標に、熱い話し合いがされました。

約1年半の学習・研究の結果報告の場として、2004年3月20日 市民フォーラムを開催し、報告書を市長に提出しました。

## 【資料-1】「丸亀市自治基本条例を考える会」の検討経緯

- |     |             |   |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 2002年10月31日 | ●構成員顔合わせ 事務局より、会の趣旨・目的を説明<br>●公募で参加した12人に市長より委嘱状交付（その後も引き続き募集）<br>●座長・副座長を選出・今後の進め方について検討 |
| 第2回 | 2002年11月13日 | ●考える会の進め方について検討<br>（他の自治体のものをたたき台にしても丸亀市にはそぐわない<br>まず、勉強会から始めよう）                          |
| 第3回 | 2002年11月29日 | ●事例検証の提案：丸亀市オリジナルの条例にするためには何が必要か、<br>参考として<br>（1）二学期制、（2）合併、（3）総合計画の3例を研究することに決定          |
| 第4回 | 2002年12月17日 | ●事例検証1・その1：「二学期制」の事例を研究<br>（丸亀に必要なことは何か、何が欠けているか）   |
| 第5回 | 2003年1月9日   | ●事例検証1・その2：「二学期制」の事例を研究   |
| 第6回 | 2003年2月5日   | ●事例検証2：「合併」の事例を研究   |
| 第7回 | 2003年2月24日  | ●事例検証3：「総合計画」の事例を研究   |

- 第8回 2003年3月14日 ●事例検証：「情報公開条例」の事例を研究  
(丸亀市の情報公開はどうなっているのか、の声が強くと公開条例を検証)
- 第9回 2003年3月31日 ●「二学期制」「合併」「総合計画」3つの事例についてフリートーク  
(丸亀に必要なもの、何が欠けているのか)
- 第10回 2003年4月14日 ●合併をふまえてのスケジュール確認(合併と条例の有効性)
- 第11回 2003年5月1日 ●フリートーク(市民とは誰?漏れている人はいないか)
- 第12回 2003年5月20日 ●役割と責務、コミュニティについて
- 第13回 2003年6月13日 ●自治会とコミュニティについて(その1)
- 第14回 2003年6月30日 ●自治会とコミュニティについて(その2)
- 第15回 2003年7月15日 ●責務・義務・権利について
- 第16回 2003年8月4日 ●これまでの内容の整理について(ニセコ町の事例を元に意見交換)
- 第17回 2003年8月10日 ●これまで協議した内容のまとめ作業(1日カンツメで、一覧表にまとめる)
- 第18回 2003年8月25日 ●丸亀市広報10月号掲載内容について  
●一覧表よりキーワードの集約(抜き出し作業その1)
- 第19回 2003年9月8日 ●一覧表よりキーワードの集約(抜き出し作業その2)
- 第20回 2003年9月18日 ●まとめ方について(一覧表をどのようにまとめていくか分類方法の検討)
- 第21回 2003年9月29日 ●まとめ作業 (5) コミュニティ
- 第22回 2003年10月14日 ●この会の意味について  
●まとめ作業=意見の整理(6) 役割の責務
- 第23回 2003年10月29日 ●この会についての考え方  
●意見の整理(7) 協働過程~(15) その他
- 第24回 2003年11月10日 ●今後のスケジュールについて  
●まとめ作業=(1) 目的(2) まちづくりの基本原則
- 第25回 2003年11月27日 ●今後のスケジュールについて  
●まとめ作業=(1) 目的(2) まちづくりの基本原則(続き)
- 第26回 2003年12月8日 ●各項目の見直し作業  
●[まちづくりの基本原則] まとめ方について
- 第27回 2003年12月17日 ●まとめ作業=[まちづくりの基本原則] 素案について
- 第28回 2004年1月9日 ●まとめ作業=[まちづくりの基本原則] 素案について
- 第29回 2004年1月21日 ●フォーラムと報告書について
- 第30回 2004年2月9日 ●フォーラムと報告書について
- 第31回 2004年2月23日 ●フォーラムと報告書について
- 第32回 2004年3月5日 ●フォーラムと報告書について
- 第33回 2004年3月15日 ●フォーラムと報告書について
- 【市民フォーラム】 2004年3月20日 「丸亀市自治基本条例を考える会」報告会

## 第3回開催（委員作成資料）

出発点

地方分権を受けて、丸亀市での「まちづくり」を「0」から考えよう！

## 自治基本条例の制定とは

市民と行政・議会との関係を再考し、  
どこまで代表機構に一任し、  
どこまで個々の市民の関与を留保するのか、  
その根拠はなにか、  
といった議論を通じて  
自治体とは誰のものか、  
何のために存在しているのか  
という基本に立ち返った検討吟味がなされる機会にほかならない。

- 全ての問題を市長と議会だけで決定して実践することでのよいのか？
- 市民の直接的な関わり方は？

- 市長や議会は法によって設置されているが、その役割・使命などについて具体的な表現による条文を作成することなどができる。

＝市民が信託している内容を明示する。

（国政については憲法で国会に信託）→（市政について自治基本条例で信託する）

- ⇒ 何を信託、何を権利として留保
- ⇒ 行政にはどこまで期待、議会にはどこまで委ねる
- ⇒ 住民が自治責任をどれくらい分担するのか

資料：地方自治職員研修 2002.3

「自治基本条例の設計」辻山幸宣（中央大学法学部教授）

## 基本条例は「基本理念」と同時に「ルール」

丸亀市の地域づくり、まちづくりを進める上での基本理念を明文化して、  
それを具体的に進めるためのルールをはっきりさせよう！

## ②自分たちの地域づくりの実践を確認しよう！

「ルール」は「道具」

自分たちがこれまで使ってきた道具を確認しよう！

- ⇒ 予算編成や計画策定、事業決定の事例研究  
（事業の発端、決定の過程、住民の意見反映の状況、実施の状況、実施後の状況などの検証）

## ③事例研究の作業から探し出そう！

- 自分たちの地域づくりの反省点や改善点
- さらに伸ばすべき特色・特徴

## ①自分たちの地域づくりスタイルの理念を議論しよう！

- 一つの価値が良いとか、悪いとか、先入観を持って理念を作るのではなく、一見無駄に見える多面的な議論をしよう
- 本質的な課題であるから簡単に議論が済むとは思わないほうがよい。
- 理念的な部分は、各論について議論することでこなれていく  
＝各論と行きつ戻りつの作業でよい

## ④これまでの作業を整理する・足りないものを補う

## ⑤法的な整合性を調べる

資料：地方自治職員研修 2002.3

「自治基本条例に取り組む－導入部を中心として－」逢坂誠二（ニセコ町長）

平成15年12月26日

# 市民の委員会が市民にパブリックコメント！ 丸亀市長に提出する「報告書（素案）」 についての意見を聞かせてください！

「丸亀市自治基本条例を考える会」は、丸亀市長から委嘱を受けた公募委員による市民中心の委員会ですが、一年余りにわたり、自治基本条例について研究してきました。

今回、市長に提出する報告書の素案を作成しましたが、最終案を取りまとめるのにあたって、広く市民の意見を募集します。

「丸亀市自治基本条例を考える会」は丸亀市長から委嘱された委員によって構成されていますが、今回のパブリックコメントは、市役所は関係なく、考える会が自主的、独自に行うものです。

**対 象**：丸亀市民を対象の中心にしますが、合併協議中の飯山町・綾歌町の住民の方やその他の市町の方々の意見も受け付けます。

**報 告 書**：丸亀市自治基本条例を考える会「報告書（素案）」  
自治基本条例制定に向けての提言「まちづくりの基本原則について」（別添資料）

**募集期間**：平成16年1月31日まで

**募集方法** ① 掲示板への書き込み(HPアドレス) <http://www.niji.jp/home/jitikihonjourei/index.html>

② ファックス（FAX）：0877- - - -  
丸亀市自治基本条例を考える会 あて

③ 郵 送（送付先）：〒763-0051 丸亀市 大西方  
丸亀市自治基本条例を考える会 あて

**今後の対応**：いただいた意見を参考にして、丸亀市長に提出する報告書を作成します。  
丸亀市長への提出は3月を予定しています。

## 丸亀市自治基本条例を考える会とは？

市民一人一人が生き生きと暮らせるように、「丸亀市民のための条例（自治基本条例）をつくろう」ということで市が呼びかけ、一般公募して集まった人たちによって2002年10月に発足しました。市から用意されたものでなく、全く「ゼロから考えたい」と、月に2回を目標に、話し合いをしています。

集まったのは会社員、主婦、自営業、定年で退職された方など身近な人たち。そして、市の職員も一市民として参加しています。総数17名。

## 問合せ先

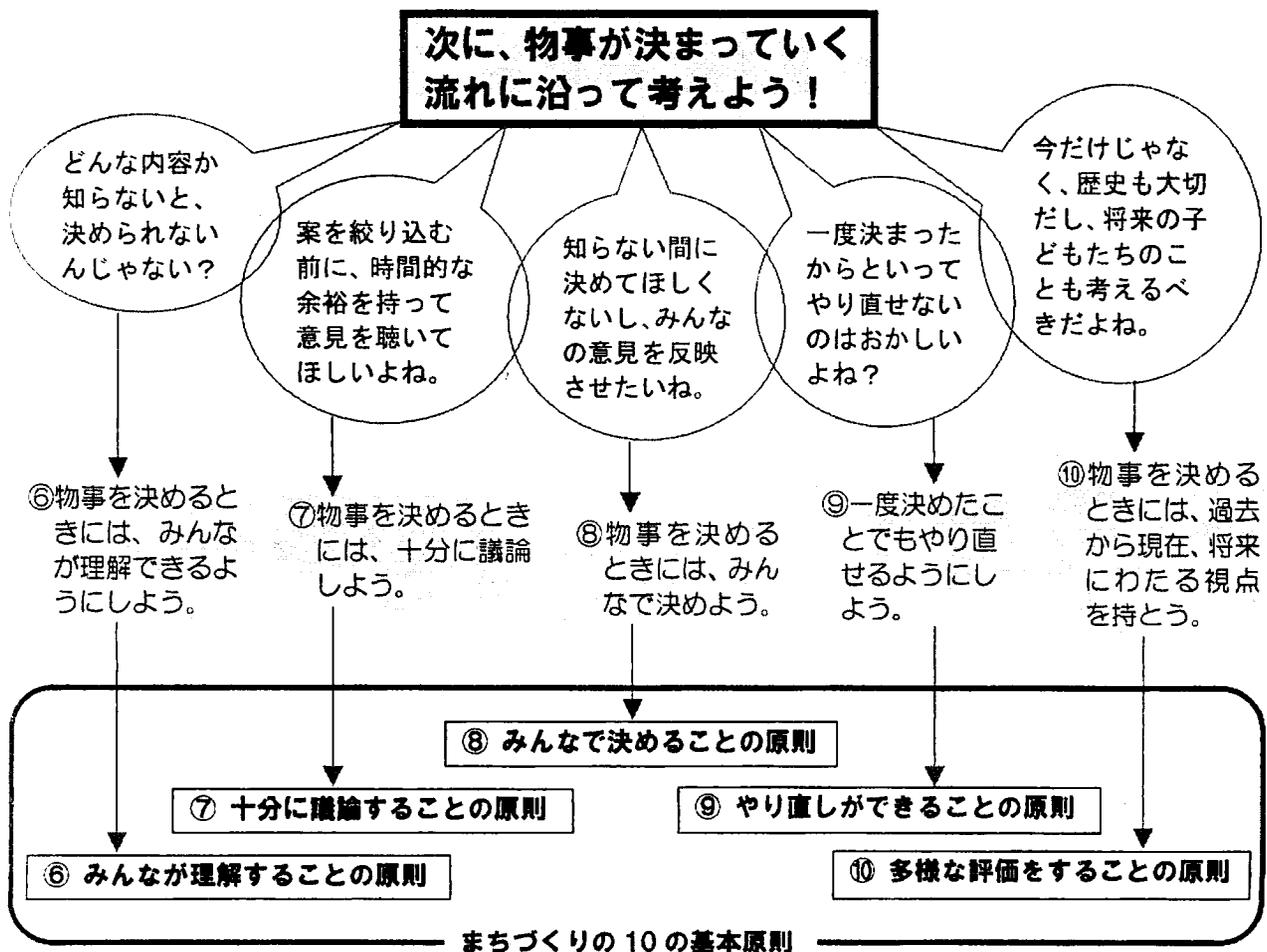
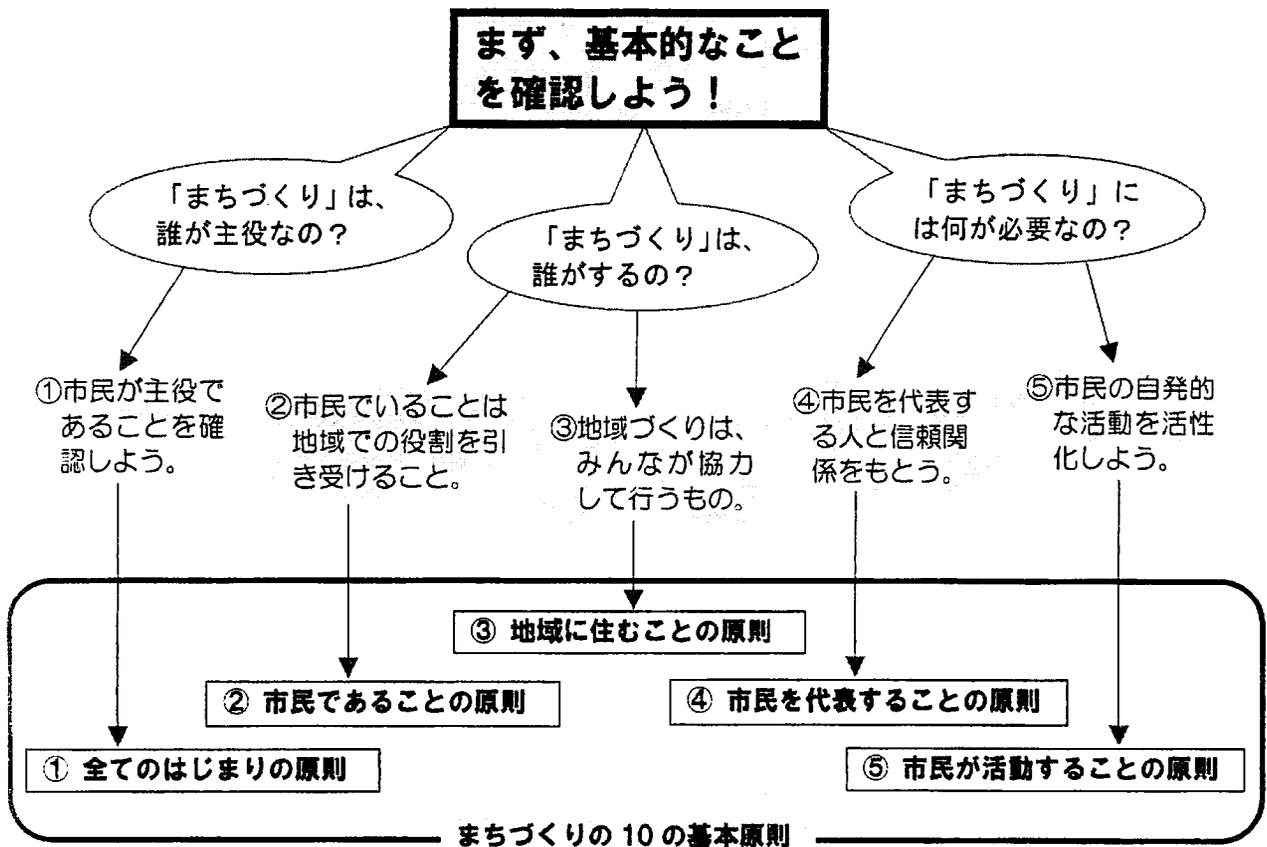
丸亀市自治基本条例を考える会

座 長 大西泰弘 携帯：090- - -

副座長 松下芳樹 携帯：090- - -



丸亀市自治基本条例を考える会「報告書」その1 まちづくりの基本原則について（考え方）



## まちづくりの10の基本原則

- ① **全てのはじまりの原則** : 「まちづくり」における主権は市民個人にあることを確認しなければならない。また、その一方で、個人の権利は社会的なルールを遵守することをとおして守られるものであることを確認しなければならない。
- ② **市民であることの原則** : 「まちづくり」は、市民が地域の一員になることによって始めて成立することを認識し、市民は常に地域に対してその能力に応じて何ができるかを問い続け、可能な範囲で積極的にその役割を担わなければならない。
- ③ **地域に住むことの原則** : 「まちづくり」は、市民の信託を受けた首長・議会と行政のみが責任を負うものではなく、これらの機関と市民とのパートナーシップに裏付けされた協働により実践されなければならない。また、市民同士、地域を越えた自治体間及び国際間の多様な主体との幅広い協働を活性化すべきである。
- ④ **市民を代表することの原則** : 「まちづくり」において、市民の信託は首長・議会をとおして執行されるべきものであり、その他の団体はどのような団体も市民を代表するものではない。また、市民・首長・議会・行政・企業等のそれぞれは、互いに信頼のある行動をとらなければならない。
- ⑤ **市民が活動することの原則** : 「まちづくり」は、市民の自主的な活動により担われるものであり、市民の自発的な発議により任意に活動を行うこと及び市民団体を結成することは保障されなければならない。また、地域社会を挙げて、次世代を含め、自発的な活動を行う市民の育成に努めなければならない。
- ⑥ **みんなが理解することの原則** : 「まちづくり」における施策等の検討に当たっては、その施策のプラス面ばかりでなくマイナス面の説明や、代替案の可能性も含め、広くその施策の選択並びに決定の理由について市民が理解する機会が与えられなければならない。
- ⑦ **十分に議論することの原則** : 「まちづくり」での市民の合意形成においては、全ての市民が同じ情報を共有することが前提であり、物事の始まりからの情報公開により、市民が等しく情報を手に入れ、それらについて十分に議論をする時間を得ることが保障されなければならない。
- ⑧ **みんなで決めることの原則** : 「まちづくり」における施策等の決定については、広く市民の意見を聴いたうえで、透明性のある決定過程を経て行われなければならない。透明性の確保においては、多様な合意形成手法を工夫し、できるだけ多くの市民の合意を得られるように最大限の努力をしなければならない。
- ⑨ **やり直しができることの原則** : 「まちづくり」において、多くの市民の合意に基づきなされた決定であっても、社会情勢の変化等によりその判断基準が変わる場合があることを認識し、その選択がふさわしくないと判断されるときには、先送りすることなく是正されなければならない。
- ⑩ **多様な評価をすることの原則** : 「まちづくり」においては、空間的・文化的・財政的な環境を良好に保全することを基本にすべきである。そのため、環境的・伝統的・文化的・財政的など多様な行政評価手法の開発に努め、常に将来への負荷についての評価を伴った施策選択が行われなければならない。